

セルフメディケーション・データベースセンター

規 約

第1章 総 則

第2章 会 員

第3章 役 員

第4章 会 議

第5章 事 務 局

第6章 会 計

第7章 解 散

附 則

平成26年11月10日 改正

セルフメディケーション・データベースセンター

セルフメディケーション・データベースセンター規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「セルフメディケーション・データベースセンター」と称し、略称をJSM-DBCとする。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、東京都に置く。

(目 的)

第3条 本会は、要指導医薬品、一般用医薬品、指定医薬部外品、医薬部外品等（以下併せてOTC医薬品等という）の商品情報及び添付文書・説明文書等の付随する情報（以下併せて「商品情報等」という）の収集・管理・提供を行うことによって、会員共通の利益を増進し、OTC医薬品業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 商品情報等の収集・管理・提供に関する事業
- (2) 流通に係る情報技術（IT）化のための研究・開発及び提言に関する事業
- (3) 会報の作成及び配布等に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は正会員と特別会員とする。

- 2 正会員は、OTC医薬品等の製造業または販売業を営む事業者とする。
- 3 特別会員は、本会の目的に賛同する正会員以外の事業者等とする。

(入 会)

第6条 あらたに会員となろうとする者は、所定の申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を得て入会することができる。

(入会金、会費及び利用料等)

第7条 正会員は、入会に際して入会金を納入し、毎年、規準により算定される会費を期日までに納入する。

- 2 特別会員は、入会に際して入会金を納入し、毎年、定められた会費及び利用料等を期日までに納入する。
- 3 納入された入会金、会費及び利用料等は、これを返還しない。

(届 出)

第8条 会員は、その名称、代表者氏名、所在地等所定の事項を事務局に届け出る。変更があったときは、所定の変更届により事務局に届け出る。

(退 会)

- 第9条 会員が退会する場合は、所定の退会届を1ヶ月前までに事務局に提出する。
- 2 退会までに発生した第7条第1項ないし第2項に定める会費及び利用料等の納入義務については、会員は免れないものとする。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号に該当するときは、会員総会の決議を経て除名することができる。
- (1) 第7条第1項または第2項に定める会費あるいは利用料等の納入を怠ったとき
- (2) 本規約に違反する行為があったときまたは不適切な行為があったとき

第3章 役 員

(役員の種類)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 4名以内 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 運営委員 | 30名以内 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

- 第12条 会長、副会長、運営委員及び監事は、会員総会において選任する。
- 2 会長、副会長及び監事は、選任時、正会員の事業者を代表する者あるいはそれに準ずる者の中から選任する。
- 3 運営委員は、選任時、正会員または特別会員の中から選任する。
- 4 専務理事は、会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は当該役員に就任した日から2年を経過した日の属する年に招集され通常総会の終了時までとし、再選を妨げない。ただし、補欠または増員の役員任期は現任者の残任期間と同一とする。なお、専務理事については、任期満了後特段の行為がなされなかったときは再任されたものとみなす。
- 2 辞任又は任期満了により退任した役員は、その後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(役員職務)

- 第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、会務に関する重要事項について審議処理する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の会務を処理する。

(役員解任)

- 第15条 役員が、本規約に違反する行為があったとき及び不適切な行為があったときは、会員総会の決議を経て解任することができる。

(役員報酬)

- 第16条 役員には、運営委員会の承認を経て報酬を支払うことができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第17条 本会に、次の会議を設ける。

- (1) 会員総会
- (2) 運営委員会

(会員総会)

第18条 会員総会は正会員をもって構成する。

- 2 会員総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 運営委員会において必要と認めたとき
 - (2) 正会員の会員数の4分の1以上から会議の目的を提示して請求があったとき
 - (3) 監事から会議の目的を提示して請求があったとき

(会員総会の招集、議長、議事録)

第19条 会員総会は会長が招集する。

- 2 会員総会の招集は、原則として開催日の14日前までに、会議の目的、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
- 3 前条第3項第2号及び第3号に定める請求があった場合には、会長は、請求があった日から30日以内に会員総会を招集する。
- 4 会員総会の議長は、会長が行う。
- 5 議長は、会員総会の議事の要領を記載した議事録を事務局に作成させ、その署名人となる。

(会員総会の議決権、定足数、議決)

第20条 会員総会における議決権は、各正会員につき、各事業年度を規準として、当該年度分として負担する義務を負った年会費の額を1,000で除した個数(端数切り捨て)を有する。

- 2 会員総会は正会員の有する議決権の過半数の出席をもって成立する。
- 3 正会員は、会員総会において、委任状を示したうえ、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 4 正会員は、会員総会において予め通知された事項については、書面をもって議決権を行使することができる。
- 5 前2項により議決権を行使する正会員は会員総会に出席したものとみなす。
- 6 会員総会の議事は、第22条に定める特別の議決の場合を除き、出席者の議決権の過半数で決する。
- 7 運営委員長及び専務理事は会員総会に出席して意見を述べることができる。

(会員総会の議決事項)

第21条 この規約において定める事項のほか、次の各号に掲げる事項については、会員総会の議決を必要とする。

- (1) 入会金、会費及び利用料等の金額ないし算定規準の決定または変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定または変更
- (3) 事業報告及び収支決算についての議決
- (4) 財産目録が調整された場合の承認
- (5) その他運営委員会において必要と認めた事項

(会員総会の特別の議決)

第22条 次の各号に掲げる事項については、会員総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 本規約の制定、変更及び廃止
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(運営委員会)

- 第23条 本会の会務に関する重要事項について審議処理する機関として、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会には、互選により、運営委員長1名、副運営委員長1名を置く。
 - 3 運営委員長は運営委員会を統括する。
 - 4 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 5 次の各号に掲げる事項については運営委員会の承認を必要とする。
 - (1) 会員総会の招集及び会員総会に付議すべき事項
 - (2) 会員総会において議決された事項の執行に関する事項
 - (3) 本会に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他本会の会務の執行に関して、会長、運営委員長あるいは専務理事が必要と認める事項

(運営委員会の招集、議長)

- 第24条 運営委員会は、会長あるいは運営委員長がこれを招集し、運営委員長が議長となる。

(運営委員会の議決)

- 第25条 運営委員会の議事は出席運営委員の過半数でこれを決する。
- 2 役員は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(運営小委員会)

- 第26条 運営委員長は、運営委員会の承認を経て、運営小委員会を置くことができる。
- 2 運営小委員会に関する必要な事項は運営委員会が別途定める。

第5章 事務局

(事務局)

- 第27条 本会の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局に関する規程は運営委員会の承認を経て別途定める。

第6章 会計

(事業年度)

- 第28条 本会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(経費)

- 第29条 本会の経費は、会員より徴収する入会金、会費、利用料、寄付金及び雑収入等をもって、これにあてる。

(資産の管理)

- 第30条 本会の資産は専務理事が管理する。
- 2 専務理事は、必要に応じて、財産目録を調整し、監事の監査を経て会員総会の承認を得た後、事務局で保存する。

(事業報告書及び収支決算書)

- 第31条 専務理事は、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成して、通常総会開催の14日前までに監事に提出して、その監査を受ける。
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して通常総会に提出する。
 - 3 第1項の書類については、会員総会の議決を得た後、事務局で保存する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 専務理事は、毎事業年度の事業計画及び収支予算の案を作成し、会員総会に提出して承認を得る。本会の事業計画及び収支予算が会員総会で承認されるまでの間は、前会計年度の事業計画及び収支予算の範囲内において事業を行うものとするが、緊急の場合、会長の指示に基づき当初の収支予算案を仮に執行することができる。

第7章 解 散

(解散の場合の措置)

第33条 本会が解散する場合には、会員総会の決議を経て、清算人の選任、残余財産の処分または債務の処理方法を定める。

附 則

本規約は、平成26年11月10日から施行する。